

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成24年度の保険料等について



■7月に保険料額をお知らせします

平成24年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

◀保険料の計算方法▶

均等割 【1人当たりの額】 47,709円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成23年中の所得-33万円)×10.61%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
---	----------	---	----------	--------------------------------

○1年間の保険料の上限額は55万円です。

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

◆保険料の軽減

①均等割の軽減（年額）

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	【年額】 4,770円
33万円	8.5割軽減	【年額】 7,156円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません	5割軽減	【年額】 23,854円
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	【年額】 38,167円

②所得割の軽減

- 被保険者個人の所得で計算します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。

※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンが加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

◆保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、役場年金保険係へ相談してください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

◆保険料のお支払い方法

保険料の支払いは、「年金からの支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望される方は、役場年金保険係へお申し出ください
(申し込みに必要なもの：本人の保険証、預金通帳と届け印)

- 「年金からの支払い」から「口座振替」への切り替えには、2～3か月程度時間がかかります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は、支払いする方に適用されます。
(年金からの支払いの場合、支払いただく本人の社会保険料控除の対象になります)

■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）が新しくなります

現在使用中の減額認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

現在お持ちの方で、8月からも交付対象の方は、役場から新しい減額認定証を送付します。

8月以降に減額認定証が必要な方は、下記の交付対象に該当することを確認のうえ、役場年金保険係へ申請してください。

減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です

区分Ⅱ	● 世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	● 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	● 世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	● 老齢福祉年金を受給されている方

(色はオレンジです)

■医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆さんに健康や医療に対する理解を深めていただくために、皆さんの医療費を半年ごとにまとめ、発行を希望する方を対象に医療費通知を送付しています。

なお、次の発行は、9月（1月～6月の医療費を対象）に行います。

◆新たに発行をご希望の方は連絡してください

新たに発行を希望する方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または役場年金保険係へ連絡してください（電話での連絡だけで手続きできます）。

- すでに「発行希望」の連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
- この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- ※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合
(☎011-290-5601)

役場住民課年金保険係
(1階⑤番窓口☎485-2111内線127)